

## 資料1 苫前町国民保護協議会条例

### (目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。）第40条第8項の規定に基づき、苫前町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、25人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料2 苫前町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

### (目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、苫前町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 苫前町国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、苫前町国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長、及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町職員のうちから町長が任命する。

### (会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地対策本部)

第5条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

### (雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

### (準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、苫前町緊急対処事態対策本部について準用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料3 関係機関等の連絡先一覧

## 〔苫前町〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
苫前町役場	苫前郡苫前町字旭37番地の1	0164-64-2211
北留萌消防組合本部	羽幌町南5条4丁目6番地	0164-62-1220
苫前支署	苫前町字旭37-1	0164-64-2321
古丹別支署	苫前町字古丹別254	0164-65-4119

## 〔北海道〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
留萌支庁	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8404
留萌教育局	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8398
留萌土木現業所羽幌出張所	苫前郡羽幌町寿町2番地	0164-62-1256
留萌支庁留萌保健福祉事務所保健福祉部	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8310
旭川方面羽幌警察署	苫前郡羽幌町南4条4丁目13	0164-62-1110

## 〔自衛隊〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第26普通科連隊	留萌市緑ヶ丘1丁目6	0164-42-2655

## 〔指定地方行政機関〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道開発局留萌開発建設部	留萌市寿町1丁目68番地（企画課）	0164-42-2311
北海道開発局留萌開発建設部 羽幌道路事務所	苫前郡羽幌町栄町57番地の2	0164-62-2101
北海道農政事務所	札幌市中央区北4条西17丁目	011-642-5461
留萌南部森林管理署古丹別森林事務所	苫前町字古丹別（合同事務所）	0164-65-4349
留萌海上保安部	留萌市大町3丁目37（警備救難課）	0164-42-9118
旭川地方気象台	旭川市8条通11丁目2191番地95	0166-23-6006

## 〔指定公共機関〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
苫前郵便局	苫前町字苫前197-1	0164-64-2100
N T T 東日本 - 北海道 旭川支店	旭川市10条10丁目	0166-20-5410

## 資料編

北海道電力株式会社 羽幌営業所	苫前郡羽幌町栄町175	0164-62-1047
日本赤十字社北海道支部 留萌地区苫前町分区	苫前町字旭37-1 役場内（町民課）	0164-64-2211
日本放送協会旭川放送局	旭川市6条通6丁目27番地	0166-24-7000

## 〔指定地方公共機関〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道放送株式会社 旭川放送局	旭川市宮下通8丁目	0166-23-6610
札幌テレビ放送株式会社 旭川放送局	旭川市東旭川北2条6丁目1-2	0166-36-1010
北海道テレビ放送株式会社 旭川支社	旭川市2条通8丁目	0166-25-4151
北海道文化放送株式会社 旭川支社	旭川市4条通10丁目	0166-26-2010
旭川ガス株式会社	旭川市4条通16丁目左6号	0166-25-3504
社団法人留萌医師会	留萌市錦町1丁目5-6	0164-43-2020
旭川地区トラック協会	旭川市流通団地2条4丁目	0166-48-7244
羽幌沿海フェリー株式会社	苫前郡羽幌町港町1丁目	0164-62-1774

## 〔その他の公共的団体〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
苫前町農業協同組合	苫前町字古丹別203-1	0164-65-4411
北るもい漁業協同組合 苫前支所	苫前町字苫前85	0164-64-2331
苫前土地改良区	苫前町字古丹別188-23	0164-65-3125
苫前町商工会	苫前町字古丹別187-14	0164-65-4121

## 〔近隣市町村〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
留萌市	留萌市幸町1丁目11番地	0164-42-1801
幌延町	天塩郡幌延町宮園町1番地	01632-5-1111
天塩町	天塩郡天塩町新栄通り8丁目	01632-2-1001
遠別町	天塩郡遠別町字本町3丁目37番地	01632-7-2111
初山別村	苫前郡初山別村字初山別96-1	0164-67-2211
羽幌町	苫前郡羽幌町南町1番地の1	0164-62-1211
小平町	留萌郡小平町字小平町216番地	0164-56-2111
増毛町	増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地	0164-53-1111

## 資料4 協力要請先

組 織 名	所在地	構成人員又は戸数	協 力 事 項
苫前町婦人団体連絡協議会	字古丹別	159名	炊き出し 避難所の奉仕、飲料水の供給、 物資の支給
日本赤十字社苫前町赤十字奉仕団	字 苫 前	72	避難住民の援護
苫前ひぐまハムクラブ	字 苫 前	22	災害時における非常通信の確保
苫前町青年ボランティア連盟	字 苫 前	10	高齢者、身障世帯の援護
苫 前 町 内 会	字 苫 前	500	水防活動、避難協力
古丹別連合町内会	字古丹別	670	
力 昼 町 内 会	字力昼	95	
香 川 "	字 香 川	34	
長 島 "	字 長 島	42	
九 重 "	字 九 重	60	
三 溪 "	字 三 溪	20	
岩 見 "	字 岩 見	21	
東 川 "	字 東 川	11	
小 川 "	字 小 川	14	
上 平 "	字 上 平	52	
港 "	字 苫 前	127	
栄 浜 "	字 栄 浜	21	
豊 浦 "	字 豊 浦	12	
興 津 "	字 興 津	5	
昭 和 "	字 昭 和	15	
旭 "	字 旭	35	

## 資料5 無線局一覧

無線通信施設名	所轄機関名	所在地	備考
苫前町防災行政無線	苫前町役場	苫前町字旭	基地局10W 1基 携帯移動局 5 W 2 基 ( F3E 466.8875MHz )
消防業務無線	北留萌消防組合本部	羽幌町	基地局10W 3基 移動局10W11基 移動局 5 W 2 基 携帯移動局 1 W 3 基 携帯移動局 5 W 6 基 ( F3E 149.61MHz 150.73MHz ) (サイレン 151.59 MHz )
	苫前支署	苫前町字旭	基地局10W 1基 移動局10W 5基 (含む力昼1 携帯移動局 5 W 4 基 1 W 1 基
	古丹別支署	苫前町字古丹別	基地局10W 1基 移動局10W 5基 携帯移動局 5 W 5 基

## 資料6 町有車両の現況

種類	台数(台)	種類	台数(台)
軽自動車	16	普通乗合	1
小型乗用	5	小型・普通特殊	2
普通乗用	2	大型特殊	1
小型貨物	8	原付(オートバイ)	0
普通貨物	1	計	36

## 資料7 避難施設一覧

〔国民保護計画における避難施設〕

施設名		所在地 (電話番号)	収容可能 人員(人)
苫前小学校	体育館	字苫前385-1	577
	グラウンド	(64-2440)	3,326
苫前中学校	体育館	字旭18-2	573
	グラウンド	(64-2447)	10,517
古丹別小学校	体育館	字古丹別430-3	773
	グラウンド	(64-4004)	4,810
古丹別中学校	体育館	字古丹別237-4	1,154
	グラウンド	(65-4039)	6,431
古丹別緑ヶ丘公園		字古丹別240-10	4,450

## 資料 8 安否情報関係様式

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」より引用

## 様式第 1 号

## 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日 本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負 傷 非 該 当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は を囲んで下さい。	回答を希望しない
へ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注 1）本収集は、国民保護法第94条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記 ～ の意向に沿って同法第95条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。



## 様式第2号

## 安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に 対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



## 様式第4号

## 安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所(居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 ( を付けて下さい。 の場合、理由を記入願います。)	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 その他 ( )	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 其他( )
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 印の欄には記入しないで下さい。

## 様式第5号

## 安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本          その他 (          )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 資料 9 避難実施要領作成例

## 弾道ミサイル攻撃の場合

## 避難実施要領（一例）

苦 前 町 長

月 日 時現在

## 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

- ( )津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

## 2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、サイレン等を最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ町、消防機関、道警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

( ) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

### 3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

### 4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領(一例)

苫前町長

月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装作業員による攻撃の可能性のあることを踏まえ、警報を発令し、地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

( )具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、A・B・C地区住民約名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、町車両及び民間バス等により、小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における道警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

( )少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

( )自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、道警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 町の体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

国からの指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

イ 町職員の現地派遣 町職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の小学校に派

遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

#### ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

#### エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している町職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き 関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

- ( ) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（道、消防機関、道警察、海上保安部等、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。
- ( ) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

### (3) 輸送手段

#### ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

##### (ア) A地区

約 名、A公民館、町保有車両 台、バス 台

##### (イ) B地区

約 名、B公民館、町保有車両 台、バス 台

##### (ウ) C地区

約 名、C公民館、町保有車両 台、バス 台

##### (エ) その他

#### イ 輸送開始時期・場所

日15:30、A・B・C公民館

#### ウ 避難経路

国道 号（予備として県道 号及び 号を使用）

- ( ) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、道が行う。
- ( ) 避難経路については、交通規制を行う道警察の意見を十分に聴いて決める。
- ( ) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドラ



イト等)を配備し、住民の不安をなくさせる。

- ( )冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、広報車等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の町内会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防支署長、消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、町内会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難  
町は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
- a 病院の入院患者 名は、病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
- b 老人福祉施設入居者 名の避難は、町社会福祉協議会が対応する。
- c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(6) 避難誘導の終了

- ア 町職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

町の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 町の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

#### (8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、町内会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

#### (9) 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して 特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

- ( ) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。
- ( ) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

### 3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、道及び道警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の道職員及び町職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：苫前町役所
- オ 現地調整所設置場所：

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、 小学校及び 公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、道及び近隣市町村の支援を受ける。

## 資料10 町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
本部長（町長）	助 役	総務財政課長	企画振興課長
副本部長（助役）	総務財政課長	企画振興課長	町民課長
副本部長（教育長）	管理課長	社会教育課長	（次席の職員）
本部員（課長等）	（以下、各課長等の次席の職員）		

## 資料11 消防相互応援協定締結一覧

締 結 市 町 村	締 結 年 月 日
北海道広域消防組合応援協定	平成6年8月1日
留 萌 海 上 保 安 部	昭和59年3月12日
稚 内 海 上 保 安 部	昭和59年3月12日

## 資料12 関係機関との協定一覧

協定名称	応援の内容
災害時における苫前町内郵便局と苫前町との協力に関する協定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便局の施設及び用地の避難場所、物資集積場所としての提供</li> <li>・町が管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供</li> <li>・町内各地域における郵便集配業務等をとおして収集した被災町民の避難先及び被災状況等の情報提供</li> <li>・郵便局ネットワークを活用した広報活動</li> <li>・必要に応じた避難場所への臨時郵便差出箱の設置</li> <li>・災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策</li> <li>・その他支援、協力できる事項</li> </ul>